５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住　所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［略］					

［６～８　略］

第４　［略］

第二部　［略］

第三部【参照情報】⑺

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１　［略］

２【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［３・４　略］

５【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［６・７　略］

［第２・第３　略］

第四部　［略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

［⑴～⑹　略］

⑺　参照情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［略］

⑻　参照書類の補完情報

ａ　［略］

ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

⑼　［略］

５　［同左］

氏名又は名称	住　所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
［同左］					

［６～８　同左］

第４　［同左］

第二部　［同左］

第三部［同左］

第１　［同左］

［同左］

１　［同左］

２【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期(第　期中)（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［３・４　同左］

５【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度　第　期第　四半期(第　期中)（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日関東財務局長に提出

［６・７　同左］

［第２・第３　同左］

第四部　［同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～⑹　同左］

⑺　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録追補書類提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｄ　［同左］

⑻　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。

⑼　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。